

**建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づく
工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について**

建設業法が令和 6 年 12 月 13 日に改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰、その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の把握のため、必要な情報と併せて通知しなければならないと定められましたので、お知らせします。

1 対象工事 全ての建設工事

2 対象となる発生するおそれのある事象

(1)主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰 (※)

(2)特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足 (※)

※一の資材業者の口頭のみよる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除く。

3 通知の時期

落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでの間。

4 通知の方法

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)が、別添の様式による通知書を、発注者(発注担当課あて)に提出。

5 その他

上記通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき、対応を行う。

6 適用時期 令和 6 年 12 月 13 日以降に契約締結する建設工事から適用する。